

資料2 宇佐美地区の津波対策（短期・中期・長期）

課題		担当	短期的対策（2～3年）	中期的対策（10年以内）	長期的対策	備考
ハード対策	津波防護施設（護岸等）	伊東市				・レベル1津波による浸水被害を防ぐための護岸整備（かさ上げ）は当面実施しない。
	・宇佐美漁港海岸でレベル1津波を防ぐためには、T.P. +9.0m（一部12.0m）の防潮堤および宇佐美3河川（烏川・伊東仲川・伊東宮川）の河口部に水門が必要	県	・宇佐美3河川について、施設効果の高い順に河口部水門の調査・設計を実施(H-1)	・宇佐美3河川について、施設効果の高い順に河口部水門を整備(H-1)		・隣接する海岸護岸のかさ上げを実施しないため、現況護岸高にあわせて水門を整備する。 ・整備の順番は地元と協議して決定。
ソフト対策	避難路	伊東市		・避難路の整備（橋梁補修） 耐震点検、必要に応じ落橋対策(S-1-1)		・避難路が市が管理する道路になっている箇所については、地元と優先順位を協議しながら整備していきます。 ・避難路が民地になっている箇所については、市では整備できませんが材料（手すりのパイプ等）を支給することは可能です。
		県	・県管理の緊急輸送路（国135号、県道伊東大仁線）での電柱新設禁止			・平成29年3月～（予定）
			・広い道路の無電線化			
			・避難路の整備（民地石垣の改良）(S-1-2)			・民地の石垣は市で整備できません。（所有者に依頼）
	避難路（標識）	伊東市	・誘導看板の設置	・津波避難方向の路面標示等の充実(S-2)		・津波避難計画に基づき、より効率的な避難ができるよう、平成27年度に一部実施済み。
	避難路（照明）	伊東市	・避難路の照明 ・ソーラー街灯	・街灯の新設及びLED化に対する補助(S-3)		・町内会での設置となります。 ・ソーラー式街灯は協議が必要となります。
	避難場所	・避難ビルの追加	伊東市	・津波避難協力ビルの指定数増加(S-4-1)		・津波避難計画策定により、判明した津波避難困難エリアを対象とする。
		・避難ビルにいつでも避難できるか	伊東市	・「地震開錠キーボックス」の設置（建物所有者の理解が前提）(S-4-2)		・総合防災ガイドブックで津波浸水区域を確認し、あらかじめ避難先を決めておく。
		・津波避難施設の設置	伊東市	・種別、規模、建設箇所、必要性等について検討(S-5)		
	自宅等建築物の対策	伊東市	・家の耐震性	・無料耐震診断（昭和56年5月以前建築の木造住宅） ・耐震補強費用の補助		・「TOUKAI-0」による支援
情報連絡（事前準備）	・避難計画	伊東市	・津波避難計画作成			・平成28年3月配布済み
	・津波浸水区域・津波避難ビル等の周知	伊東市	・総合防災ガイドブック（ハザードマップ）全戸配布			・随時更新
	・災害弱者対策	伊東市	・避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の作成			・市・自主防・民生委員等
	・自主防災会ごとの津波避難行動計画作成	民間	・自主防災会ごとの津波避難行動計画作成			・作成支援（伊東市）
情報連絡（発災後）	・情報伝達手段の整備	伊東市	・Jアラート（全国瞬時警報システム）の活用 ・沿岸部等の同報無線のデジタル化 ・同報無線とその他の情報伝達手段（メールマガジン、ケーブルテレビ、FMラジオ、エリアメール）の自動連動化			・整備済み（伊東市）
	・安否確認手段の整備	民間	・「災害用伝言ダイヤル171」の活用 ・家族間・近所であらかじめ取り決め			・活用方法等の周知（伊東市）